主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

理 由

上告代理人桑名邦雄の上告理由について。

原審の事実認定は、挙示の証拠によつて是認できる。所論はひつきよう原審の裁量に属する証拠の取捨、事実の認定を非難するに帰し、採るを得ない。(本件のようないわゆる融通手形であつても、これを上告人が振出し、第三者の所持に帰した場合に、所持人からの手形金請求に対しては、振出人たる上告人は、融通手形の故をもつてその支払を拒みえないことは明らかである。)

よつて、民訴四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員の一致で、主文のとおり判決する。

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官	入	江	俊	郎
裁判官	斎	藤	悠	輔
裁判官	下 飠	坂 坂	潤	夫
裁判官	高	木	常	七